

令和4年度 第46回

岩手県立

盛岡北高等学校同窓会

総会資料

日時：令和4年8月 書面による開催

議事

承認第1号 令和3年度事業報告について

承認第2号 令和3年度決算について

第1号議案 令和4年度事業計画案について

第2号議案 令和4年度予算案について

承認第1号

令和3年度事業報告について

月	日	曜日	内 容	場 所
4			カシオペア歓迎会	中止(例年入学式後に行っていたもの)
4	23	金	会計監査	本校
4	27	火	第1回理事会	本校
7	30	金	同窓会報発行	
			第45回同窓会総会	書面による開催
8	7	土	臨時理事会	本校
9			仙台支部総会	中止
11	30	火	会計中間監査	本校
11			関東支部総会	中止
2	18	金	第2回理事会	本校
3	1	火	同窓会入会式	本校
3	2	水	卒業式	本校
5	25	水	会計監査	本校

承認第2号

令和3年度決算について

(別紙様式1)
様式第10号

令和3年度同窓会一般会計 決算書

令和4年3月31日現在
(単位:円)

1 収入の部				
項目	予算額 (A)	決算額 (B)	差額 (A-B)	備考
1 会費	1,524,000	1,523,280	720	
2 過年度会費	0	0	0	
3 繰越金	789,926	789,926	0	
4 寄付	10,000	0	10,000	
5 雑収入	4	12	△ 8	預金利息
収入合計	2,323,930	2,313,218	10,712	

2 支出の部				
項目	予算額 (A)	決算額 (B)	差額 (A-B)	備考
1 総会費	300,000	12,000	288,000	同窓会総会・懇親会費、図書カード
2 会議費・旅費	250,000	26,000	224,000	旅費
3 会報発行費	170,000	165,550	4,450	同窓会報
4 卒業記念品	100,000	98,280	1,720	卒業証書ファイル
5 通信費	20,000	0	20,000	切手代
6 慶弔費	30,000	0	30,000	
7 支部活動支援費	100,000	0	100,000	支部活動への支援
8 活動奨励費	60,000	44,000	16,000	広告代
9 人件費	100,000	100,000	0	事務補助員人件費
10 雑費	163,930	0	163,930	
11 予備費	30,000	10,450	19,550	同窓会保管卒業アルバム
12 積立金	1,000,000	1,000,000	0	特別会計へ繰入
支出合計	2,323,930	1,456,280	867,650	

3 収支残高
 (収入決算額) 2,313,218円
 -(支出決算額) -1,456,280円 = (残高) 856,938円

会計監査

以上、令和3年度の決算報告について、会計帳簿及び領収書を照合の上監査した結果、適正に処理されていることを認めます。

令和4年5月25日

会計監査

青木由紀
 木村史彦

(別紙様式1)
様式第10号

令和3年度同窓会特別会計 決算書

令和4年3月31日現在
(単位:円)

1 収入の部

項 目	予算額 (A)	決算額 (B)	差額 (A-B)	備考
1 繰入金	1,000,000	1,000,000	0	一般会計より
2 繰越金	9,646,270	9,646,270	0	
3 雑収入	730	149	581	預金利息
収入合計	10,647,000	10,646,419	581	

2 支出の部

(単位:円)

項 目	予算額 (A)	決算額 (B)	差額 (A-B)	備考
1 事業費	2,500,000	1,822,920	677,080	折りたたみ椅子、遮光カーテン、カーテンレール
支出合計	2,500,000	1,822,920	677,080	

3 収支残高

(収入決算額) (支出決算額) (残高)
10,646,419円 - 1,822,920円 = 8,823,499円

会計監査

以上、令和3年度の決算報告について、会計帳簿及び領収書を照合の上監査した結果、適正に処理されていることを認めます。

令和4年5月25日

会計監査

青山由紀
木村史彦



(別紙様式1)
様式第10号

令和3年度同窓会名簿会計 決算書

令和4年3月31日現在
(単位:円)

1 収入の部

項 目	予算額 (A)	決算額 (B)	差額 (A-B)	備考
1 繰入金	0	0	0	
2 繰越金	1,086,936	1,086,936	0	
3 雑収入	4	10	△6	
収入合計	1,086,940	1,086,946	△6	

2 支出の部

(単位:円)

項 目	予算額 (A)	決算額 (B)	差額 (A-B)	備考
1 事業費	100,000	0	100,000	名簿資料の補充と拡充
支出合計	100,000	0	100,000	

3 収支残高

(収入決算額) (支出決算額) (残高)
1,086,946円 - 0円 = 1,086,946円

会計監査

以上、令和3年度の決算報告について、会計帳簿及び領収書を照合の上監査した結果、適正に処理されていることを認めます。

令和4年5月25日

会計監査

青山由紀

木村史彦



第1号議案

令和4年度事業計画案について

月	日	曜日	内 容	場 所
4			カシオペア歓迎会	中止(例年入学式後に行っていたもの)
7	5	火	第1回理事会	本校
8	1	月	同窓会報発行	
8	6	土	第46回同窓会総会	書面による開催
9			臨時理事会	本校
9			仙台支部総会	
10			会計中間監査	本校
11			関東支部総会	
2			第2回理事会	本校
2	28	火	同窓会入会式	本校
3	1	水	卒業式	本校
4			会計監査	本校

第2号議案

令和4年度予算案について

令和4年度 同窓会一般会計予算書(案)

1 収入の部

【単位:円】

項目	予算額 A	前年度予算額 B	増減 A-B	備考
会費	1,437,600	1,524,000	△ 86,400	240円×599人×10ヶ月
繰越金	856,938	789,926	67,012	
寄付	10,000	10,000	0	
雑収入	2	4	△ 2	預金利息等
合計	2,304,540	2,323,930	△ 19,390	

2 支出の部

項目	予算額 A	前年度予算額 B	増減 A-B	備考
総会費	300,000	300,000	0	会場費用 クラス幹事手当(図書カード)等
会議費・旅費	250,000	250,000	0	
会報発行費	200,000	170,000	30,000	同窓会報作成・発送等
卒業記念品	100,000	100,000	0	
通信費	20,000	20,000	0	同窓会員への連絡等
慶弔費	30,000	30,000	0	
支部活動支援費	100,000	100,000	0	支部活動の支援
活動奨励費	60,000	60,000	0	部活動及び母校への支援
人件費	100,000	100,000	0	事務補助員人件費 (PTA,振興会,同窓会分のうち同窓会へ)
雑費	114,540	163,930	△ 49,390	歓送迎会お祝い金
予備費	30,000	30,000	0	卒業アルバム(同窓会保存用)
積立金	1,000,000	1,000,000	0	次期周年事業への積み立て
合計	2,304,540	2,323,930	△ 19,390	

令和4年度 同窓会特別会計予算書(案)

1 収入の部

【単位:円】

項目	予算額 A	前年度予算額 B	増減 A-B	備考
繰入金	1,000,000	1,000,000	0	一般会計より
繰越金	8,823,499	9,646,270	△ 822,771	
雑収入	501	730	△ 229	
合計	9,824,000	10,647,000	△ 823,000	

2 支出の部

項目	予算額 A	前年度予算額 B	増減 A-B	備考
事業費	2,500,000	2,500,000	0	
合計	2,500,000	2,500,000	0	

※ 収入と支出の差は次年度へ繰り越す。

令和4年度 同窓会名簿会計予算書(案)

1 収入の部

【単位:円】

項目	予算額 A	前年度予算額 B	増減 A-B	備考
繰入金	0	0	0	
繰越金	1,086,946	1,086,936	10	
雑収入	4	4	0	
合計	1,086,950	1,086,940	10	

2 支出の部

項目	予算額 A	前年度予算額 B	増減 A-B	備考
事業費	100,000	100,000	0	名簿資料の補填と拡充
合計	100,000	100,000	0	

※ 収入と支出の差は次年度へ繰り越す。

岩手県立盛岡北高等学校同窓会会則

(名 称)

第1条 この会は、岩手県立盛岡北高等学校同窓会と称し、事務局を岩手県立盛岡北高等学校（以下本校という）内に置く。

(目 的)

第2条 この会は、会員相互の親睦を図るとともに、母校の発展のために援助協力することを目的とする。

(事 業)

第3条 この会は、前条の目的を達するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員名簿の発行
- (2) 会報の発行
- (3) 講演会、懇談会、その他の集会
- (4) その他前条の目的を達成するため必要な事業

(会 員)

第4条 この会の会員は、本校卒業生の普通会員、並びに本校職員及び本校旧職員の特別会員とする。

第5条 この会の会員は、その住所・氏名・職業等に変更を生じた時はすみやかに事務局に届け出るものとする。

(会 費)

第6条 普通会員の会費は入会費 7,200 円とし、月 240 円ずつ 10 ヶ月間の納付を 3 年間行うものとする。

(役 員)

第7条

- 1 この会の役員、その定数並びに選出方法は次の表による。

役 員	定 数	
会 長	1 名	普通会员のうちから総会で選出する。
副会長	3 名	会員のうちから総会で選出する。 ただし、副会長の 1 名は学校長をもって充てる。
理 事	若干名	会員のうちから総会で選出する。任期途中で理事を補充するときは理事会の同意を得る。 ただし、2 名は副校長と事務長をもって充てる。
事務局長	1 名	会員のうちから会長が委嘱する。
事務局員	若干名	会員のうちから会長が委嘱する。
監査委員	3 名	普通会员のうちから総会で選出する。
顧 問	若干名	普通会员及び特別会員のうちから会長が理事会の同意を得て委嘱する。

2 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第8条 役員の職務は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 会長 本会を代表し、すべての会務を統括すること。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代行すること。
- (3) 理事 理事会における審議事項を審議すること。
- (4) 事務局長 事務局を代表し、本会の庶務・会計に関する事務を行うこと。
- (5) 事務局員 事務局長を補佐し、本会の庶務・会計に関する事務を行うこと。
- (6) 監査委員 第16条に定めたとおりとする。
- (7) 顧問 必要に応じて総会または理事会で意見を述べること。

(機 関)

第9条 この会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 監査委員会

(総 会)

第10条 総会は、この会の最高機関とする。

第11条

1 総会は、年一回会長が招集する。

2 会長は特に必要があると認めるときは、理事会の議決を得て臨時に総会を招集することができる。

第12条 総会は、次に掲げる事項を議決しなければならない。

- (1) 予算を定めること。
- (2) 決算を承認すること。
- (3) 会則を改正すること。
- (4) その他本会の運営に関する重要なこと。

第13条

1 総会の議事は、出席者の過半数でこれを決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 特別会員は表決を行うことはできない。ただし意見を述べることはできる。

第14条

1 総会の議長は普通会員からそのつど選出する。

2 議事を記録するための書記は事務局が行うものとする。

(理事会)

第15条

1 理事会は、会長が必要に応じて招集する。

2 理事会は、会長・副会長・理事・事務局長をもって構成し、次の各号に掲げる事項を審議し、または決定する。

- (1) 総会に付議する議案に関すること。
- (2) 予算案に関すること。
- (3) 決算に関すること。
- (4) 事業計画に関すること。
- (5) その他この会の目的を達成するために必要な事項の計画に関すること。

(監査委員会)

第16条 監査委員会は前条第2項掲げる事項の執行について監査し、総会に報告書を提出する。監査委員は前項の報告書に意見を添えることができる。

(事務局)

第17条

- 1 事務局は本会の事務を行う。
- 2 事務局に次の帳簿を備える。

(1) 会員台帳 (2) 会議録 (3) 会計簿

(会計)

第18条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第19条 この会の経費は会費、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

第20条 この会の会計の支出に関わるもののうち、旅費、慶弔費については別に定める。

(会則の改正)

第21条 この会則の改正は理事会の承認を得て総会で議決しなければならない。

付 則

本会則は、昭和52年4月1日から施行するものとする。

本改正会則は、昭和55年8月1日から実施するものとする。

本改正会則は、昭和56年8月1日から実施するものとする。

本改正会則は、昭和57年8月1日から実施するものとする。

本改正会則は、昭和59年8月1日から実施するものとする。

本改正会則は、平成2年8月1日から実施するものとする。

本改正会則は、平成3年8月1日から実施するものとする。

本改正会則は、平成5年4月1日から実施するものとする。

本改正会則は、平成10年4月1日から実施するものとする。

本改正会則は、平成14年4月1日から実施するものとする。

本改正会則は、平成18年7月1日から実施するものとする。

本改正会則は、平成24年7月1日から実施するものとする。

本改正会則は、令和2年9月1日から実施するものとする。